

# 知っていますか

## 行政相談委員、人権擁護委員

行政相談委員は「行政相談」を、人権擁護委員は「人権身上相談」を毎月受け付けています(日時などは広報あやせ毎月1日号、11月15日号以降は毎月15日号に掲載)。

■行政相談委員  
行政相談委員は、総務大臣が委嘱します。国の仕事などへの意見や苦情・要望を聴き、その解決を目指しています。

■人権擁護委員  
人権擁護委員は、法務大臣が委嘱します。人権を守るために相談を受けたり、人権の大切さを広めたりするための活動を行っています。



▼委員▽山田慶二氏▽池田久雄氏▽行政相談会 10月9日(火)13時~16時、市役所1階市民ホール特設会場。10月15日~21日の行政相談週間にちなんで開催。相談内容は登記、国税、年金、道路、河川、保険、郵便▼総務省神奈川行政

▼新任委員を委嘱 同委員として活躍された故野田節子氏の退任に伴い、新たに池田雄一氏が7月に委嘱されました▼委員▽綱島好夫氏▽小川早苗氏▽落合あい子氏▽栗原博之氏▽和田美奈子氏▽池田雄一氏(新任)

評価事務所 ☎0570・090110 同課▼その他相談日以外は同事務所受け付け

# 本蓼川墓園 新規使用者募集

☎高齢介護課 ☎70・5616

本蓼川墓園内にある墓地の新規使用者を募集します。

▶対象 申し込み締め切り日翌日時点で1年以上本市に住民登録があり、遺骨(分骨されたものを除く)を持ち、市内に墓地を持たない方▶用紙 同課にある申込用紙に記入し、普通墓所は10月1日~31日に、合葬納骨壇は10月1日~11月15日に同課へ直接▶同墓所申込者の説明会・抽選会 11月12日(月)9時30分から、市役所J1-1会議室。応募者多数の場合は公開抽選(焼骨を埋蔵・収蔵していない方優先)▶使用開始 12月13日▶その他 詳しくは同課にある募集要項参照。同納骨壇は今後3期に分けて順次募集(表のとおり)

### 【募集する墓地の種別、使用・管理料など】

種別	普通墓所	合葬納骨壇
墓地様式	面積は4㎡で、カロート(納骨スペース)はコンクリート造、墓石は使用者個人負担	遺骨(骨壺)を棚式の納骨壇(アルミロッカー)に共同で収蔵するタイプ。20年経過後は合祀墓に共同埋葬。焼香・献花などは、合葬納骨壇専用のモニュメントあり
募集区画数	1区画	152か所(1か所当たり1焼骨収容)
使用期間	永年	20年(満了後、遺骨の返還不可)
使用料	43万円	6万円
管理料(年額)	7000円	2000円(使用時に20年間分の管理料4万円を一括払い)

### 【合葬納骨壇の申込期間・使用開始日】

	申込期間	使用開始日
第4期	10月1日~11月15日	12月13日
第5期	12月3日~来年1月16日	来年2月14日
第6期	来年2月1日~3月14日	来年4月16日

# 来年度の 保育所入所希望

11月1日、受付開始

来年度4月からの保育所入所希望を、11月1日から受け付けます。新たに利用を希望する場合は「保育の必要性の認定」を受けなければなりません。すでに支給認定を受けている方でも、有効期間満了や

保育を必要とする事由の変更、待機中で来年4月以降も利用を希望する場合は、同様の手続きが必要です。現在、保育所に入所中の方は、継続入所に伴う更新手続きが必要です。必要書類は、入所中の園をとおして11月頃から配布予定です。私立幼稚園の入園手続きは各園で行いますが、ドレパー記念幼稚園と綾瀬中央幼稚園の入園を希望する方は、市から同認定を受け認定証を発行済みの方は、認定の確認を行います(書類は園をとおして配布予定)。

☎子育て支援課 ☎70・5615

保育所	①綾南保育園(上土棚南)②大上保育園(大上)③つばみ保育園(深谷中)④吉岡保育園(吉岡)⑤おとぎ保育園(早川)⑥深谷保育園(深谷上)⑦さくらチャイルドセンター(寺尾西)⑧綾瀬いずみ保育園(上土棚北)⑨綾瀬いずみ保育園あーす館(上土棚北)⑩ピピことり保育園(吉岡)⑪綾瀬ゆめっこ保育園(大上)⑫かえでチャイルドセンター(寺尾台)	
対象	0歳児(受け入れ可能月齢は施設による)~未就学の6歳児 ※保育所⑧は2歳児から、⑨は1歳児まで。定員超過などで待機になる場合あり	
保育を必要とする事由	就労(夜間などを含む)、母親の妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居か長期入院している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDV、その他市が必要と認めた場合	
保育料	保護者(扶養義務者)の市民税所得割課税額の合計で保育料を算定 ※来年4月~8月分は今年度の市民税所得割課税額、9月~32年3月分は来年度の市民税所得割課税額	
申込用紙	10月1日から、子育て支援課で配布(市ホームページからダウンロード可)	
用紙	市内保育所	申込用紙に記入し、就労証明書などを添えて、11月1日~30日に同課へ直接(郵送不可)
	市外保育所	保育所の名称、申込期間・要件などを保育所がある市区町村で事前に確認の上、申込用紙に記入し、就労証明書などを添えて、保育所がある市区町村の申込期限の1週間前までに綾瀬市役所同課へ直接(郵送不可)

10月の相談	相談の名称(相談無料)	日時(祝日・振り替え休日の閉庁日は除く)・相談内容など	☎
	予約制	法律相談(弁護士)	毎週水曜日13時~16時30分(予約は前週の相談日8時30分から)
夜間法律相談(弁護士)		11日・25日の各木曜日18時~20時30分(予約は前週の木曜日8時30分から)	
司法書士相談(司法書士)		16日(火)13時~16時。不動産登記、成年後見人の手続きなどに関する事(予約は1か月前の相談日8時30分から)	
行政書士相談(行政書士)		1日(月)13時~16時。相続・遺言・各種許可の書類作成に関する事(予約は1か月前の相談日8時30分から)	
不動産相談(専門相談員)		15日(月)13時~16時。不動産に関する事(予約は1か月前の相談日8時30分から)	
ひとり親家庭の相談(母子・父子自立支援員)		毎週火~金曜日9時15分~12時15分・13時~17時。暮らし、子ども、就職、福祉資金貸し付けなど	子育て支援課 ☎70・5664
障がい児者相談(専門相談員)		毎週月~金曜日10時~15時。障がい児者の生活全般について	障がい児者相談支援センター ☎77・1118
障がい者就労相談(専門相談員)		毎週火曜日10時~15時。障がい者の就労のための生活相談、面接同行、家庭訪問など	健康づくり推進課 ☎77・1133
成人健康相談		3日(水)・16日(火)9時30分~11時45分。生活習慣病などの相談。骨密度測定もあり	
保健師による心の健康相談		18日(木)10時~11時30分。心の健康相談	
聴覚相談		18日(木)9時~11時30分。聴覚チェックと聞こえの相談。40歳以上の方対象	地域包括ケア推進課 ☎77・1116
シニアあったか相談(専門相談員)		毎週月~金曜日8時30分~17時。1人暮らし高齢者の心配事などについて	
在宅療養相談(医師、薬剤師、保健師)		毎週月~金曜日8時30分~17時。在宅での医療や介護に関する心配事など	市民課 ☎70・5605
DV専門相談(専門相談員)	毎週月~金曜日13時~17時。配偶者などからの暴力について		
行政相談(行政相談委員)	9日(火)13時~16時。国などの行政に関する意見や苦情		
人権身上相談(人権擁護委員)	9日(火)13時~16時、306会議室。近隣トラブル、いじめ、暴力など		
保育入所相談(保育コンシェルジュ)	毎週月~金曜日9時~12時15分・13時~16時。保育所ほか子どもの預け先など	子育て支援課 ☎70・5615	
妊娠・出産・子育て総合相談	毎週月~金曜日8時30分~12時15分・13時~17時。妊娠・出産・子育ての悩み、児童虐待について(電話可)	健康づくり推進課 ☎77・1133	
いきいき健康・食事相談	毎週月~金曜日8時30分~12時15分・13時~17時。健康・栄養・酒害相談など		
高齢者ヘルスアップ相談	1日(月)10時~11時30分。高齢者福祉会館。健康相談、心の健康相談		
消費生活相談(専門相談員)	毎週月・火・木・金曜日10時~12時・13時~16時。訪問販売・商品のトラブルなど(電話可)	消費生活センター ☎70・3335	
教育相談	毎週月~金曜日8時30分~17時。子どもの教育・生活に関する心配事、悩みなど	教育研究所 ☎79・0222	
青少年相談(☎wm.77830@city.ayase.kanagawa.jpでも可)	毎週月~金曜日9時~17時。子ども・若者(中学卒業~29歳)の悩み、非行、ひきこもりなど	青少年相談室 ☎77・7830	
障がい児相談(専門相談員)	毎週月~金曜日8時30分~17時。発達に気になる児童や心身に障がいのある児童について	もみの木園 ☎76・6770	